

(雑則)

第9条 第3条各号の業務に関する細則は、必要に応じ、委員会が別に定める。

第10条 一般社団法人産業保健法学研究会が発行したメンタルヘルス法務主任者資格または産業保健法務主任者資格を保有する者には、資格認定要件を緩和する。細則は、委員会が別に定める。

第11条 他の学会等との連携に関する細則は、必要に応じ、委員会が別に定める。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。